

特別養護老人ホーム ひかり苑 利用料金表 （1割負担概算）

★令和8年8月より（介護度1又は2の方は特例入所のみです）

●介護度別サービス利用料（多床室）

地域区分：5級地（1単位あたり10.45円）

一日のサービス利用料目安		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護 給 付 対 象	介護福祉施設 サービス費(Ⅰ)	616 円	689 円	765 円	838 円	911 円
	看護体制加算(Ⅰ)口	5 円				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)口	14 円				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	38 円				
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11 円／月				
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)（該当者のみ）	94 円／月				
	初期加算（該当者のみ）	入所後、30日間又は30日を超える病院への入退院後に戻られた場合は30日間に限り、一日につき32円加算されます。				
	安全体制対策加算(入所時のみ)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合の加算。入所時初日に21円加算されます。				
	療養食加算（該当者のみ）	医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合、一食につき7円が加算されます。（一日3回まで）				
	看取り介護加算（Ⅰ・該当者のみ）	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込がないと診断した利用者に対して死亡日の以前31日以上45日以下については一日につき76円、死亡日の以前4日以上30日以下については一日につき151円、死亡日の前日及び前々日については一日につき711円、死亡日については1,338円加算されます。				
	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供の加算。一日につき126円加算されます。				
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(口)	サービス単位数と上記のうち該当する加算を加えた総単位の17.6%が加算されます。				

介護 給 付 対 象 外	居 住 費	第1段階	0 円
		第2段階	430 円
		第3段階①	430 円
		第3段階②	530 円
		上記以外の方	915 円
	食 費	第1段階	300 円
		第2段階	390 円
		第3段階①	680 円
		第3段階②	1,420 円
		上記以外の方	1,800 円
	日用品費		300 円

30日利用時のおおよその目安	以下の金額に上記各処遇改善加算等は含みません。				
第1段階	9,000+a 円	9,000+a 円	9,000+a 円	9,000+a 円	9,000+a 円
第2段階	53,801 円	55,991 円	58,271 円	60,461 円	62,651 円
第3段階①	62,501 円	64,691 円	66,971 円	69,161 円	71,351 円
第3段階②	87,701 円	89,891 円	92,171 円	94,361 円	96,551 円
上記以外の方	110,651 円	112,841 円	115,121 円	117,311 円	119,501 円

- ★ 上記料金は計算方法により誤差が生じます。ご了承下さい。
 介護サービス費は介護保険が適用になりますが、居住費・食費は介護保険外の自己負担になります。
 なお、第1段階の+aは市役所の決定する本人支払額になります。

【その他の介護サービス費】

〈外泊時費用〉ご利用者が自宅等における外泊をされた場合は一月に6日を限度として頂きます。ただし、外泊初日と最終日は頂きません。またその間ショートとして居室利用した場合にも頂きません。1日257円になります。

特別養護老人ホーム ひかり苑 利用料金表 (1割負担概算)

★令和8年8月より(介護度1又は2の方は特例入所のみです)

●介護度別サービス利用料(従来型個室)

地域区分: 5級地(1単位あたり10.45円)

一日のサービス利用料目安		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護給付対象	介護福祉施設 サービス費(Ⅰ)	616 円	689 円	765 円	838 円	911 円
	看護体制加算(Ⅰ)口	5 円				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)口	14 円				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	38 円				
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11 円/月				
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)(該当者のみ)	94 円/月				
	初期加算(該当者のみ)	入所後、30日間又は30日を超える病院への入退院後に戻られた場合は30日間に限り、一日につき32円加算されます。				
	安全体制対策加算(入所時のみ)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合の加算。入所時初日に21円加算されます。				
	療養食加算(該当者のみ)	医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合、一食につき7円が加算されます。(一日3回まで)				
	看取り介護加算(Ⅰ・該当者のみ)	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込がないと診断した利用者に対して死亡日の以前31日以上45日以下については一日につき76円、死亡日の以前4日以上30日以下については一日につき151円、死亡日の前日及び前々日については一日につき711円、死亡日については1,338円加算されます。				
	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供の加算。一日につき126円加算されます。				
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(口)	サービス単位数と上記のうち該当する加算を加えた総単位の17.6%が加算されます。				

介護給付対象外	居住費	第1段階	380 円
		第2段階	480 円
		第3段階①	880 円
		第3段階②	980 円
		上記以外の方	1,231 円
	食費	第1段階	300 円
		第2段階	390 円
		第3段階①	680 円
		第3段階②	1,420 円
		上記以外の方	1,800 円
	日用品費		300 円

30日利用時のおおよその目安	以下の金額に上記各処遇改善加算等は含みません。				
第1段階	9,000+a 円	9,000+a 円	9,000+a 円	9,000+a 円	9,000+a 円
第2段階	55,301 円	57,491 円	59,771 円	61,961 円	64,151 円
第3段階①	76,001 円	78,191 円	80,471 円	82,661 円	84,851 円
第3段階②	101,201 円	103,391 円	105,671 円	107,861 円	110,051 円
上記以外の方	120,131 円	122,321 円	124,601 円	126,791 円	128,981 円

★ 上記料金は計算方法により誤差が生じます。ご了承下さい。
 介護サービス費は介護保険が適用になりますが、居住費・食費は介護保険外の自己負担になります。
 なお、第1段階の+aは市役所の決定する本人支払額になります。

【その他の介護サービス費】

〈外泊時費用〉ご利用者が自宅等における外泊をされた場合は一月に6日を限度として頂きます。ただし、外泊初日と最終日は頂きません。またその間ショートとして居室利用した場合にも頂きません。1日257円になります。

特別養護老人ホーム ひかり苑 利用料金表 （2割負担概算）

★令和8年8月より（介護度1又は2の方は特例入所のみです）

●介護度別サービス利用料（多床室）

地域区分：5級地（1単位あたり10.45円）

1日のサービス利用料目安		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護 給 付 対 象	介護福祉施設 サービス費(Ⅱ)	1,231 円	1,378 円	1,530 円	1,677 円	1,821 円
	看護体制加算(Ⅰ)□	9 円				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)□	28 円				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	76 円				
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	21 円				
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)（該当者のみ）	189 円／月				
	初期加算（該当者のみ）	入所後、30日間又は30日を超える病院への入退院後に戻られた場合は30日間に限り、一日につき63円加算されます。				
	安全体制対策加算(入所時のみ)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合の加算。入所時初日に42円加算されます。				
	療養食加算（該当者のみ）	医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合、一食につき13円が加算されます。（一日3回まで）				
	看取り介護加算（Ⅰ・該当者のみ）	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込がないと診断した利用者に対して死亡日の以前31日以上45日以下については一日につき151円、死亡日の以前4日以上30日以下については一日につき301円、死亡日の前日及び前々日については一日につき1,422円、死亡日については2,676円加算されます。				
	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供の加算。一日につき251円加算されます。				
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(□)	サービス単位数と上記のうち該当する加算を加えた総単位の17.6%が加算されます。				

介護 給 付 対 象 外	居住費（一日につき）	915 円
	食事（一日につき）	1,800 円
	日用品費（一日につき）	300 円

30日利用時のおおよその目安	以下の金額に上記各処遇改善加算等は含みません。				
	130,791 円	135,201 円	139,761 円	144,171 円	148,491 円

- ★ 上記料金は計算方法により誤差が生じます。ご了承下さい。
 介護サービス費は介護保険が適用になりますが、居住費・食費は介護保険外の自己負担になります。
 なお、第1段階の+aは市役所の決定する負担金額になります。

【その他の介護サービス費】

〈外泊時費用〉ご利用者様が自宅等における外泊をされた場合は一月に6日を限度として頂きます。ただし、外泊初日と最終日は頂きません。またその間ショートとして居室利用した場合にも頂きません。1日515円になります。

特別養護老人ホーム ひかり苑 利用料金表 （2割負担概算）

★令和8年8月より（介護度1又は2の方は特例入所のみです）

●介護度別サービス利用料（従来型個室）

地域区分：5級地（1単位あたり10.45円）

1日のサービス利用料目安		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護 給 付 対 象	介護福祉施設 サービス費(Ⅱ)	1,231 円	1,378 円	1,530 円	1,677 円	1,821 円
	看護体制加算(Ⅰ)□	9 円				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)□	28 円				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	76 円				
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	21 円				
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)（該当者のみ）	189 円／月				
	初期加算（該当者のみ）	入所後、30日間又は30日を超える病院への入退院後に戻られた場合は30日間に限り、一日につき63円加算されます。				
	安全体制対策加算(入所時のみ)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合の加算。入所時初日に42円加算されます。				
	療養食加算（該当者のみ）	医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合、一食につき13円が加算されます。（一日3回まで）				
	看取り介護加算（Ⅰ・該当者のみ）	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込がないと診断した利用者に対して死亡日の以前31日以上45日以下については一日につき151円、死亡日の以前4日以上30日以下については一日につき301円、死亡日の前日及び前々日については一日につき1,422円、死亡日については2,676円加算されます。				
	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供の加算。一日につき251円加算されます。				
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(□)	サービス単位数と上記のうち該当する加算を加えた総単位の17.6%が加算されます。				

介護 給 付 対 象 外	居住費（一日につき）	1,231 円
	食事（一日につき）	1,800 円
	日用品費（一日につき）	300 円

30日利用時のおおよその目安	以下の金額に上記各処遇改善加算等は含みません。				
	140,271 円	144,681 円	149,241 円	153,651 円	157,971 円

- ★ 上記料金は計算方法により誤差が生じます。ご了承下さい。
 介護サービス費は介護保険が適用になりますが、居住費・食費は介護保険外の自己負担になります。
 なお、第1段階の+aは市役所の決定する負担金額になります。

【その他の介護サービス費】

〈外泊時費用〉ご利用者様が自宅等における外泊をされた場合は一月に6日を限度として頂きます。ただし、外泊初日と最終日は頂きません。またその間ショートとして居室利用した場合にも頂きません。1日515円になります。

特別養護老人ホーム ひかり苑 利用料金表 （3割負担概算）

★令和8年8月より（介護度1又は2の方は特例入所のみです）

●介護度別サービス利用料（多床室）

地域区分：5級地（1単位あたり10.45円）

1日のサービス利用料目安		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護 給 付 対 象	介護福祉施設 サービス費(Ⅱ)	1,847 円	2,066 円	2,295 円	2,515 円	2,731 円
	看護体制加算(Ⅰ)□	13 円				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)□	41 円				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	113 円				
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	32 円				
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)（該当者のみ）	283 円／月				
	初期加算（該当者のみ）	入所後、30日間又は30日を超える病院への入退院後に戻られた場合は30日間に限り、一日につき94円加算されます。				
	安全体制対策加算(入所時のみ)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合の加算。入所時初日に63円加算されます。				
	療養食加算（該当者のみ）	医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合、一食につき19円が加算されます。（一日3回まで）				
	看取り介護加算（Ⅰ・該当者のみ）	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込がないと診断した利用者に対して死亡日の以前31日以上45日以下については一日につき226円、死亡日の以前4日以上30日以下については一日につき452円、死亡日の前日及び前々日については一日につき2,132円、死亡日については4,013円加算されます。				
	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供の加算。一日につき377円加算されます。				
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(□)	サービス単位数と上記のうち該当する加算を加えた総単位の17.6%が加算されます。				

介護 給 付 対 象 外	居住費（一日につき）	915 円
	食事（一日につき）	1,800 円
	日用品費（一日につき）	300 円

30日利用時のおおよその目安	以下の金額に上記各処遇改善加算等は含みません。				
	150,902 円	157,472 円	164,342 円	170,942 円	177,422 円

上記料金は計算方法により誤差が生じます。ご了承下さい。

介護サービス費は介護保険が適用になりますが、居住費・食費は介護保険外の自己負担になります。

なお、第1段階の+aは市役所の決定する負担金額になります。

【その他の介護サービス費】

〈外泊時費用〉ご利用者様が自宅等における外泊をされた場合は一月に6日を限度として頂きます。ただし、外泊初日と最終日は頂きません。またその間ショートとして居室利用した場合にも頂きません。1日772円になります。

特別養護老人ホーム ひかり苑 利用料金表 （3割負担概算）

★令和8年8月より（介護度1又は2の方は特例入所のみです）

●介護度別サービス利用料（従来型個室）

地域区分：5級地（1単位あたり10.45円）

1日のサービス利用料目安		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護 給 付 対 象	介護福祉施設 サービス費(Ⅱ)	1,847 円	2,066 円	2,295 円	2,515 円	2,731 円
	看護体制加算(Ⅰ)□	13 円				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)□	41 円				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	113 円				
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	32 円				
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)（該当者のみ）	283 円／月				
	初期加算（該当者のみ）	入所後、30日間又は30日を超える病院への入退院後に戻られた場合は30日間に限り、一日につき94円加算されます。				
	安全体制対策加算(入所時のみ)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合の加算。入所時初日に63円加算されます。				
	療養食加算（該当者のみ）	医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合、一食につき19円が加算されます。（一日3回まで）				
	看取り介護加算（Ⅰ・該当者のみ）	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込がないと診断した利用者に対して死亡日の以前31日以上45日以下については一日につき226円、死亡日の以前4日以上30日以下については一日につき452円、死亡日の前日及び前々日については一日につき2,132円、死亡日については4,013円加算されます。				
	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供の加算。一日につき377円加算されます。				
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(□)	サービス単位数と上記のうち該当する加算を加えた総単位の17.6%が加算されます。				

介護 給 付 対 象 外	居住費（一日につき）	1,231 円
	食事（一日につき）	1,800 円
	日用品費（一日につき）	300 円

30日利用時のおおよその目安	以下の金額に上記各処遇改善加算等は含みません。				
	160,382 円	166,952 円	173,822 円	180,422 円	186,902 円

上記料金は計算方法により誤差が生じます。ご了承下さい。

介護サービス費は介護保険が適用になりますが、居住費・食費は介護保険外の自己負担になります。

なお、第1段階の+aは市役所の決定する負担金額になります。

【その他の介護サービス費】

〈外泊時費用〉ご利用者様が自宅等における外泊をされた場合は一月に6日を限度として頂きます。ただし、外泊初日と最終日は頂きません。またその間ショートとして居室利用した場合にも頂きません。1日772円になります。